

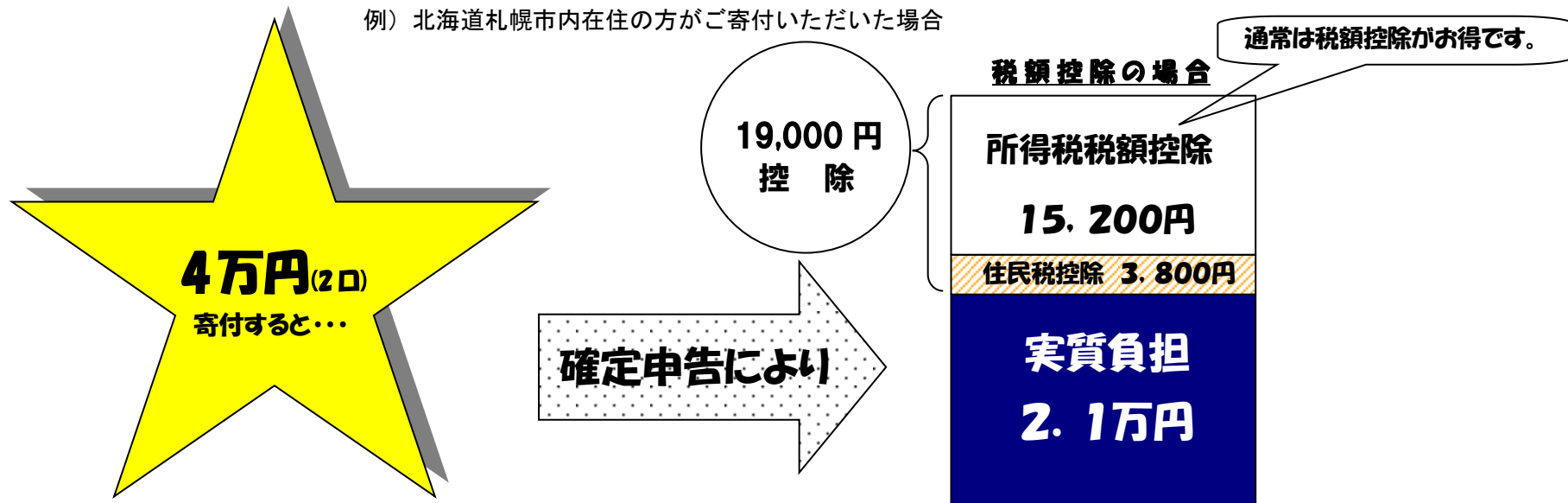
北星学園にご寄付をいただくと 税金が軽減されます

所得税と住民税の合計で最大、約半分が還付されます

本学に寄付をされた方は、所得税及び住民税の税控除の対象となります。所得税は、税額控除または所得控除のどちらか一方を利用できます。

所得税控除と住民税軽減の例

例) 北海道札幌市内在住の方がご寄付いただいた場合



注※都道府県及び各市町村の条例で指定されている場合に寄付金控除対象となります。寄付金控除対象の有無については、寄付金を支出した翌年1月1日現在、お住まいの都道府県及び各市町村にご確認ください。

※税額控除により還付される額は所得税額の25%が上限になります。申告にはご寄付をいただいた際に本学が発行する受領書及び証明書が必要です。

※上記の控除額は、控除の仕組みをご理解いただくための簡易計算による金額です。必ず還付される金額をお約束するものではありませんのでご了承ください。